札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 令和7年(2025年)11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一 部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の172.5」を「100分の177.5」 に改め、同項第2号中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の177.5」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第 号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日か ら施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市特別職の職員の給与に関する条例(以下 「改正後の特別職給与条例」という。)第3条第2項の規定は、令和7年12月 1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の札幌市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された 給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(理 由)

本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の特別職の職員の期末手当を

引き上げるため、本案を提出する。